

業務及び財産の状況に関する説明書

【2021年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

株式会社 bitFlyer

(2) 登録年月日及び登録番号

2021年10月14日

金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 3294 号

(3) 沿革及び経営の組織

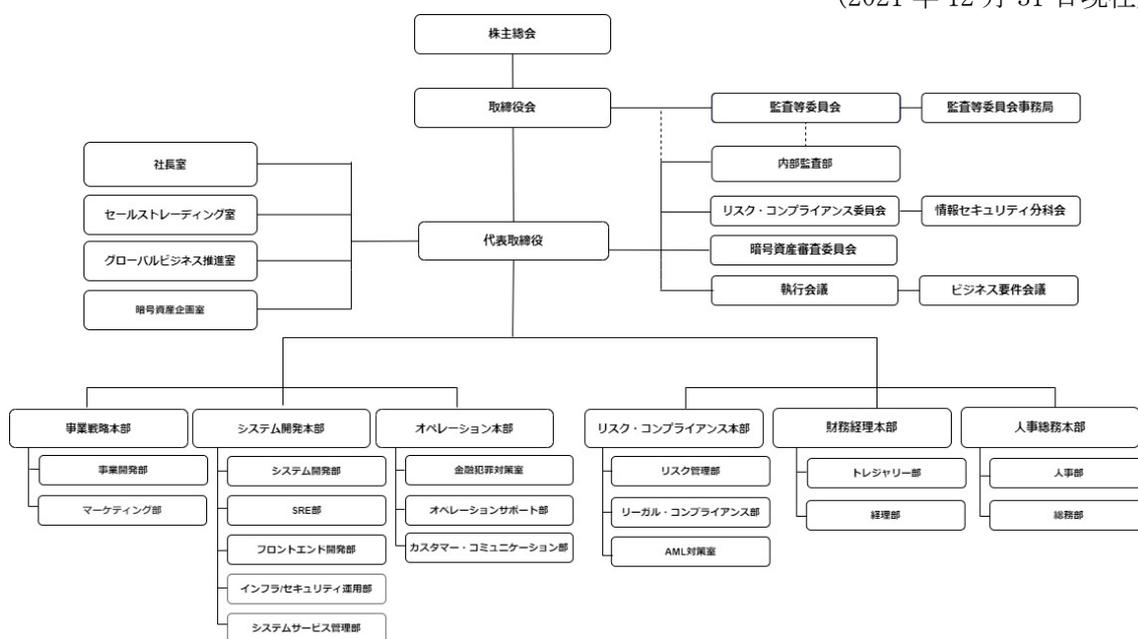
① 会社沿革

年月	概要
2014年1月	株式会社 bitFlyer 設立
2014年7月	東京都千代田区永田町に本店を移転
2014年9月	一般社団法人日本価値記録事業者協会（現 一般社団法人日本ブロックチェーン協会）設立・参画
2014年9月	fundFlyer を公開
2014年11月	iPhone アプリ「bitFlyer for iPhone」リリース
2015年2月	東京都港区赤坂に本店を移転
2015年3月	Android アプリ「bitFlyer for Android」リリース
2015年6月	bitFlyer Asia Pte. Ltd. 設立
2015年7月	ビットコイン取引所 bitFlyer Lightning リリース
2015年11月	bitFlyer FX リリース
2016年2月	「ビットコインをもらう」サービス提供開始
2016年4月	「ビットコインをつかう」サービス提供開始
2016年7月	bitFlyer USA, Inc. 設立
2017年1月	bitFlyer Europe S.A. 設立
2017年4月	株式会社ビックカメラへのビットコイン決済サービス提供開始
2017年5月	テレビ CM 放送開始
2017年7月	新規通貨 Litecoin の取扱開始
2017年8月	新規通貨 Bitcoin Cash の取扱開始
2017年9月	暗号資産交換業者登録
2017年10月	現住所に本店を移転
2017年11月	bitFlyer USA, Inc. の BitLicense 取得及び米国事業開始
2018年1月	bitFlyer Europe S.A. の Payment Institution License 取得及び欧州事業開始
2018年3月	一般社団法人日本暗号資産取引業協会の設立・参画
2018年6月	業務改善命令発出
2018年10月	株式会社 bitFlyer Holdings 設立、同社の 100%子会社になる
2019年6月	業務改善命令解除
2019年7月	新規口座開設受付再開
2019年8月	株式会社 T ポイント・ジャパンと業務提携
2019年12月	新規通貨 XRP の取扱開始
2019年12月	クイック本人確認の提供開始
2020年4月	新規通貨 BAT の取扱開始
2020年7月	Brave Software International SEZC と業務提携
2020年8月	新規通貨 XLM、XEM の取扱開始
2020年12月	新規通貨 XTZ の取扱開始

2021年1月	bitFlyer かんたん積立提供開始
2021年5月	Brave ブラウザ内で使用できる暗号資産（仮想通貨）ウォレット機能提供開始
2021年6月	米国・日本間のクロスボーダー取引を開始 新規通貨 DOT の取扱開始
2021年10月	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として登録
2021年12月	ビットコインが貯まる「bitFlyer クレカ」の提供を開始 新規通貨 LINK の取扱開始 テレビCM放送開始

② 経営の組織

(2021年12月31日現在)



(4) 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(2021年12月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社 bitFlyer Holdings	94,075,000	100.00
合計 1 名	94,075,000	100.00

(5) 役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称

(2021年12月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	林 邦良	有	常勤
取締役	関 正明	無	常勤
取締役	ジョエル・エジャトン	無	非常勤
監査等委員である取締役	志村 正之	無	常勤
監査等委員である取締役	落合 孝文	無	非常勤
監査等委員である取締役	三浦 隆治	無	非常勤

(6) 政令で定める使用人の氏名

- ① 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏名	役職名
関 正明	取締役 兼 財務経理本部 本部長

- ② 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名
該当事項はありません。

(7) 業務の種別

金融商品取引法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての金融商品取引法第 2 条第 8 項第 4 号に掲げる行為

- (8) 本店その他の営業所又は事業所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の事務所又は営業所)の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都港区赤坂九丁目七番一号

(9) 他に行っている事業の種類

- ・ 暗号資産交換業(登録番号 関東財務局長 第 00003 号)
- ・ 無店舗小売業
- ・ 広告業

- (10) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

- イ 第一種金融商品取引業(法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ)
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
- ロ 第二種金融商品取引業(法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ)
該当事項はありません。
- ハ 投資助言・代理業(法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ)
該当事項はありません
- ニ 投資運用業(法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ)
該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称

一般社団法人日本暗号資産取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当事項はありません。

(12) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争 解決措置の内容

① 第一種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ）
該当事項はありません。

② 第二種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号ロ）
該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号ロ）
該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号ロ）
該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当事業年度の国内経済は、年間を通じ8ヵ月弱が新型コロナの感染拡大を受けた緊急事態宣言下となり、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返し、東京五輪は無観客で景気押し上げ効果は限定的、1年を通してみれば停滞が続く展開となりました。

特に飲食や宿泊などサービス分野を中心に個人消費の低迷が顕著であり、回復が先行していた輸出も、部品不足による自動車生産の落ち込みやコロナ感染再拡大を受けた海外景気の減速により、夏場以降は減少に転じました。こうした状況を受けて、設備投資も年後半には停滞しました。

2021年の実質GDP成長率は前年比2.4%程度のプラスで着地する見通しですが、前年の2020年がコロナ・ショックにより大幅なマイナス成長（▲4.5%）となっており、これを埋め合わせるには至っていません。

当事業年度における当業界においては4月に米国でCoinbase社がNASDAQに上場し初値で\$80bn超の時価総額となったり、11月に米国でビットコインETFの上場が承認されたタイミングでビットコイン価格は700万円を超え、年初の300万円程度から大きく上昇しました。伝統的金融機関のマネーが暗号資産への投資に向かうのではという期待が高まる一方で、分散型金融の発展などの状況も受けAML/CFTの課題も世界的に注目される一年となりました。

当社の事業としては、コロナ禍での在宅時間の増加が取引増加につながり、特に事業年度の前半においては個人顧客の取引が活況となり売上も伸長しました。また、2種類の新たな暗号資産（DOT、LINK）の取扱いを開始し、また使用額に応じてビットコインが還元されるクレジットカードのサービスの提供を開始するなど、新規サービス、マーケティングについても積極的な取り組みを開始いたしました。

2020年5月には改正資金決済法も施行され、また以降はみなし金事業者として事業を運営してきておりましたが、本事業年度の10月には第一種金融商品取引業者としての登録を完了しました。2021年12月末の顧客預かり資産は6,033億円と過去最高となりました。

なお、当事業年度の期初に当社の子会社であったbitFlyer EUROPE S.A.（欧州子会社）については、株式の現物配当により期中に当社の親会社であるbitFlyer Holdingsの子会社となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は27,503百万円（前年同期は7,555百万円）、営業利益17,798百万円（前年同期1,614百万円）、経常利益18,090百万円（前年同期2,157百万円）、当期純利益12,504百万円（前年同期427百万円）となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

① 経営成績等の推移

（単位：百万円）

区分	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
資本金	2,061	2,061	2,061
発行済株式総数	9407万5000株	9407万5000株	9407万5000株
営業収益	5,341	7,555	27,503
受入手数料	2,695	3,203	7,291
委託手数料	626	1,037	3,576
その他の受入手数料	2,069	2,165	3,714
暗号資産売買等損益	2,448	4,180	19,907
その他の営業収益	197	171	304

営業利益	△973	1,614	17,798
経常利益	△926	2,157	18,090
当期純利益	△751	427	12,504

② 株券の売買高(有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。))を含む。)及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。)該当事項はありません。

③ 国際証券、社債権、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高
該当事項はありません。

④ その他業務の状況

区分	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
暗号資産交換業	2,604(百万円)	7,398(百万円)	28,167(百万円)
広告業	43(百万円)	35(百万円)	69(百万円)
無店舗小売業	6,322(円)	2,740(円)	11,525(円)

⑤ 自己資本規制比率の状況

区分	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
自己資本規制比率 (A)／(B)×100	-	238.7 (%)	378.2 (%)
固定化されていない 自己資本(A)	-	9,476 (百万円)	20,965 (百万円)
リスク相当額(B)	-	3,968 (百万円)	5,542 (百万円)
市場リスク相当額	-	955 (百万円)	656 (百万円)
取引先リスク相当 額	-	595 (百万円)	690 (百万円)
基礎的リスク相当 額	-	2,418 (百万円)	4,195 (百万円)

※自己資本規制比率の計測は2020年5月より行っています。

⑥ 使用人の総数及び外務員の総数

区分	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
使用人	170	125	116
(うち外務員)	-	-	7

3 直近の二事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
別紙 第7期計算書類、第8期計算書類をご参照ください。
- (2) 各事業年度終了の日における次に掲げる事項
 - ①借入金の主要な借入先及び借入金額
該当する事項はございません。
 - ②保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益
該当する事項はございません。
 - ③デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の契約価額、時価及び評価損益
該当する事項はございません。
- (3) (1)に掲げる書類について会社法第四百三十六条第二項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合には、その旨
EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

4 内部管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社はお客様に安定的なサービスを提供し、安心してご利用いただけるよう、内部管理体制の整備は経営の最重要課題と受け止め、社外取締役を含む取締役会、社長室、リーガル・コンプライアンス部、リスク管理部及び内部監査部が連携し、整備及び運用に当たっています。実効的な運用のため、「内部統制システムの基本方針」を策定し、当該方針に従い役割と権限を定めています。

また、半数以上が社外取締役から構成される監査等委員会を設置し、取締役による経営判断や業務執行が適正に行われるよう、監督する仕組みを導入しています。

当社は2018年6月に、内部管理体制の不備について、金融庁より業務改善命令を受けています。その後の内部管理体制の整備により命令は解除されましたが、このような事態を招いたことを深く反省し、二度と同じような誤りを引き起こさないように全役職員が一丸となって常に厳しい目線で見直しを続け、さらなる体制の精緻化及び高度化を実現して参ります。

グローバルな暗号資産取引に係る社会インフラの運営者として、特にお客様の大切な資産をお預かりしている重大な社会的責任を重く受け止め、当社のお客様はもちろん、社会全体からの信頼や期待を堅持するためのコンプライアンスやリスク管理への取組みを以下のような体制で取組みを進めています。

①内部管理体制の整備

当社では、当社業務における社員の基本的な考え方や取るべき行動の原則を定めた行動規範（コード・オブ・コンダクト）に従い、関連法令、各種ガイドライン等に準拠した社内の方針及び規程を整備し、役職員の権限、役割、責任範囲、及び機能を定め、当該規範に沿った運営を行っています。

特に法令順守が着実に実行されるためのコンプライアンス部門及び当社事業及びサービスに影響を及ぼす虞のあるリスクの識別、対応及び最小化を早期に実施するためのリスク

管理部門を設置し、日常業務の中で適切な法令順守が徹底されているか、当社サービスの安定性や安全性に関わるリスクがルール通りに管理されているかを継続的にモニタリングし、課題が識別された場合は、すみやかに解決及び改善に取り組んでいます。

加えて、上記の仕組みが想定どおりに機能しているか、また何か問題の萌芽が放置されていないかを確実に検証するため、各部門から独立した立場の内部監査部門を設置し、当社の内部管理体制が実効的に整備及び運用されていることを独立した立場からモニタリングし、適切な業務運営が確保されるよう努めています。

このように、日々の業務を遂行する第1のライン、お客様保護のための法令遵守やリスク管理の観点から、業務が適切に行われていることを検証、モニタリングする第2のライン、そして第1のラインと第2のラインのチェック・アンド・バランスが期待どおりに運用されていることを確認し、問題があれば早期に発見するための第3のラインとして内部監査が設置され、いわゆる金融機関として求められる3線ガバナンスモデルで内部管理を実施しています。

②コンプライアンスへの取り組み

当社では、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）の指揮の下、コンプライアンス部門を設置し、コンプライアンス確保のためのルールや態勢の整備に取り組んでいます。また社会や業界の状況や課題に応じたコンプライアンス上の課題や対応、また組織全体への浸透や周知徹底を実効的に推進するため、年単位でのコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢や取り組みの自己点検や役職員向け研修等、プログラムに沿って取り組みを進めています。さらに当社を取り巻く重要な法規制を適時に把握し適切に対応するための部署横断的な連絡会を設置しています。

また金融業界や暗号資産業界における重要な経営課題として、AML/CFT（マネーロンダリングやテロリストへの資金供与の防止措置）に対する管理態勢を継続的に強化しています。海外も含めた最新情報を日々収集するとともに、業界団体や警察等とも情報連携し、人員の配置と育成、不正利用検知のシステム化を推進し、精緻化及び高度化を図っています。

③リスク・コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンスへの取り組みや運用状況は、重要な経営課題として取締役会で定例として必ず報告されることとなっています。加えて、当社では適時適切なリスクやコンプライアンス事案への対応を進めるため、専門的な知見をもった役職員で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社一丸となってリスク管理に取り組んでいます。

リスク管理のため、リスク・モニタリングのポイントや指標を設定し、委員会で監視及び監督をしています。リスク管理上の課題が発見された場合は迅速に対策を検討及び実施し、リスクの最小化に努めています。

④リスク管理への取り組み

当社では、経営の健全性及び持続可能性を確保し続けるために、ビジネス環境、業界動向、テクノロジーの発展、法規制、お客様や監督当局からの期待などの変化を捉えて、リスク管理態勢の継続的な発展に努めています。当社は、全社的なリスク評価及びリスク軽減策の策定（ERM：Enterprise Risk Management）、自己資本規制比率を遵守するためのリスク限度枠管理、各リスクカテゴリ（市場リスク、取引先リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、ITリスク等）についての管理手法の構築及び運用を行い、その状況を定期的に、リスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

⑤苦情管理への取り組み

当社は、お客様の声、特に苦情はサービスの品質向上や業務の改善のための重要な情報と捉えており、お客様に選ばれる金融サービスの提供を目指し、苦情管理のための管理態勢を整備しています。お客様の苦情は専任の担当者が事実確認及び調査を行った上、社内で共有され、根本原因の分析及び潜在的なリスクや影響度を評価し、計画的に解決案の策定及び実行をしています。また、お申し出いただいたお客様へのご回答だけでなく、再発防止やお客様向けサービスの向上に役立てています。

なお、お客様が当社の対応にご納得頂けない場合は、金融 ADR 制度をご案内し、第三者機関の仲裁を受け、裁判以外の方法で解決を図る制度を用い、早期の解決に向けた誠実な対応を行う態勢を整備しています。

⑥内部監査体制

当社の内部管理態勢が有効に機能しているか、ルールに沿った運用がなされており、適切にリスクを最小化しているかを検証するため、内部監査部門を設置しています。

内部監査部門は、他の業務部門からは完全に独立した立場であり、取締役会及び代表取締役と直接連携し、当社の業務全般の内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しています。内部監査部門は定期的に社内の管理体制や業務についてリスク評価を行い、リスクの大小や緊急度を考慮の上、監査計画を策定し、監査やモニタリング、また必要に応じた内部管理に関する助言を行っています。

また、監査等委員会や会計監査を実施している監査法人と適宜情報連携し、意見交換することで、より確実なモニタリングやけん制機能が発揮され、当社の内部管理機能や内部統制が実効的に機能するよう努めています。

(2) 法第 43 条の 2 から第 43 条の 3 までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

① 金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項から第 3 項の規定に基づく分別管理の状況

前事業年度（2020 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。

当事業年度（2021 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。

② 金融商品取引法第 43 条の 2 の 2 の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2020 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。

当事業年度（2021 年 12 月 31 日） 該当事項はありません。

③ 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

イ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理の状況

管理の方法	2020 年 12 月 31 日	2021 年 12 月 31 日
金銭信託	34,642,399,081 円	57,818,659,794 円

※金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づく区分管理は 2020 年 5 月より開始しています。

ロ 金融商品取引法第 43 条の 3 第 2 項の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（2020 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成



(2) 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	当社及び子会社等の保有する議決権の数(口)	議決権の所有 [被所有] 割合 (%)
bitFlyer Asia Pte. Ltd.	8 TEMASEK BOULEVARD #35-02A SUNTEC TOWER THREE SINGAPORE	100,000 SGD	暗号資産交換業	1	100%